

**【答申の概要】（諮問第220号）特定公益社団法人に対する関係人調査において当該法人から提供を受けた資料及び議事録等についての非開示決定に対する審査請求**

|         |   |
|---------|---|
| 件名      | 特定公益社団法人に対する関係人調査において当該法人から提供を受けた資料及び議事録等についての非開示決定に対する審査請求   |
| 本件対象公文書 | 1 住民監査請求に係る関係人調査において特定公益社団法人から提供を受けた資料<br>2 特定公益社団法人の理事会議事録   |
| 非開示理由   | 1 条例第7条第6号（事務事業情報）<br>2 条例第11条第2項（不存在）  |
| 実施機関    | 静岡県監査委員   |
| 諮問期日    | 平成31年2月5日   |
| 主な論点    | 1 住民監査請求の関係人調査において関係人から提供を受けた資料について、文書の件名も含めてその全部を非開示としたことは妥当か（条例第7条第6号該当性）。<br>2 特定公益社団法人の理事会議事録について、提供を受けていないため保有していないとしたことは妥当か（条例第11条第2項）。 |

**審査会の結論**

別記1に掲げる公文書開示請求に対し、実施機関が、別記2の本件対象公文書1について静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第7条第6号に該当するとして非開示とした決定は妥当であり、別記2の本件対象公文書2について保有しないとして非開示とした決定は結論において妥当である。

**審査会の判断**

**1 本件審査請求について**

審査請求人は、実施機関が本件住民監査請求の結果について公表した資料において、特定公益社団法人の理事会の議事録は作成されており、特に問題はないとされたことの根拠書類を求め、本件開示請求を行った。

本件開示請求に対し、実施機関は、本件住民監査請求の際に地方自治法第199条第8項の規定に基づいて実施した関係人調査に関する文書を特定し、別記2のとおり、公文書開示決定、公文書部分開示決定及び公文書非開示決定を行ったものであるが、本件審査請求は、本件住民監査請求の関係人調査において特定公益社団法人から提供を受けた資料について、その名称も含めて条例第7条第6号に該当するとして非開示決定及び特定公益社団法人の理事会の議事録については取得していないため保有していないとした非開示決定（本件決定）に対し提起されたものである。。

**2 本件決定の妥当性について**

(1) 地方自治法第199条第8項は「監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。」と規定しており、関係人が求めに応じる義務があることは当然であるが、関係人が帳簿、書類その他の記録の提出を求められた場合等にこれに応じないときの罰則規定がなく、拒否された場合に監査委員がそれ以上の権限を行使することはできないと解されている。

他方、地方自治法第242条は監査記録を公表することを予定していないが、同条第4項（平成29年法律第54号（令和2年4月1日施行）による改正後の地方自治法（以下「改正後の地方自治法」

という。)では第5項)において監査委員が行った監査はその結果を公表することが義務付けられており、また、同条第5項(改正後の地方自治法では第6項)により、住民監査請求に係る監査にあつては、請求のあつた日から60日以内という限られた期間内に監査結果を出さなければならないため、当該期間内に監査委員の調査活動が円滑に行われ、事実認定及び判断の基礎となる情報や資料の収集が十分に行われるためには、守秘義務(地方自治法第198条の3第2項)を負う監査委員に対する信頼関係を前提として、当該住民監査請求の関係人が監査に対して迅速かつ任意に協力することが不可欠であるといふことができる。

(2) そうすると、住民監査請求に基づいて監査委員がその監査事務を実施するに当たり、関係人から提出を受けた資料等に記録された情報は、監査委員限りでの参考にとどめ、公開しないことを前提に関係人の迅速かつ任意の協力の下に取得する情報であるといふことができる。そのような情報が監査結果の公表以外の方法によって公にされることになれば、関係人が監査委員に対して情報提供を控えたりすることが考えられ、そうなると、結果的に住民監査請求に係る監査において、関係人の協力が得られなくなって、監査委員が関係人から情報を収集することが困難になり、正確な事実の把握又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ、調査が遅延して法定期間内に監査結果を出すことができなくなるなど、監査委員が監査事務を適正に遂行することに支障を及ぼすおそれがあるといふことができる。

(3) 本件対象公文書1は、本件住民監査請求の関係人調査において特定公益社団法人から提供を受けた資料であることから、条例第7条第6号に該当し、非開示とすることが妥当である。

なお、審査請求人から、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第22条第2項では、何人も公益社団法人及び公益財団法人の財産目録等の閲覧が可能とされているとの趣旨の主張がなされているが、当審査会において、条例第24条第3項の規定により、本件決定に係る公文書について、その件名、性質及び内容を整理した資料を作成するよう実施機関に求め、これを確認したところ、特定公益社団法人の財産目録等は含まれていなかった。また、議事録に類する書類も当該資料には記載されていなかった。

(4) 他方、本件対象公文書2は、本件住民監査請求の関係人調査において実施機関が確認したとされる理事会の議事録の控え(写し)であり、その存否を明らかにすることは、関係人調査で関係人から特定の文書を取得したか否かを明らかにすることになる。

したがって、関係人調査で関係人から本件対象公文書2を取得したか否かという情報が監査結果の公表以外の方法によって公にされることになれば、上記イのとおり、監査委員が監査事務を適正に遂行することに支障を及ぼすおそれがあるといふことができ、本件対象公文書2の存否を明らかにすることは条例第7条第6号により非開示とすべき情報を明らかにする結果となるものといえ、本来は、条例第10条により存否応答拒否すべきであった。

しかし、本件決定では、請求に係る公文書が存在しないことを明らかにしてしまっており、これを取り消して改めて条例第10条による存否応答拒否を行う意義は乏しい。

(5) 以上のことから、本件開示請求に対し、本件対象公文書1について条例第7条第6号に該当することを理由として全部非開示決定を行ったことについては妥当であり、本件対象公文書2についてこれを保有していないことを理由として全部非開示決定を行ったことは結論において妥当である。

別記1 開示請求の内容

特定日に記者提供された住民監査請求の監査結果の内容に関して、その根拠書類の全てについての公文書の開示を求めます。

- 1 議事録確認のための、起案及び決裁文書
- 2 確認のため現地へ出かけた場合の出張伺い及び報告文書
- 3 確認方法（日時、場所、対応者名）
- 4 議事録の控

別記2 本件開示請求に対する決定

| 文書番号                     | 決定内容               | 対象公文書の名称   |
|--------------------------|--------------------|--|
| 平成30年10月1日付け<br>監査第38号   | 公文書開示決定            | 住民監査請求（特定公益社団法人に対する補助金の交付に関する件）に伴う監査に係る関係人調査の実施について  |
| 平成30年10月1日付け<br>監査第38-2号 | 公文書部分開示決定          | 報告書（住民監査請求に伴う監査に係る関係人調査）   |
| 平成30年10月1日付け<br>監査第38-3号 | 公文書非開示決定<br>（本件決定） | ・特定公益社団法人に対し行った地方自治法第199条第8項の関係人調査において特定公益社団法人より提供を受けた資料（本件対象公文書1）<br>・特定公益社団法人の総会、理事会の議事録写し（本件対象公文書2） |